

## 1回目

## 私たちのまわりの人権について考えよう

## 目標:

- 人権に関するテキストや、クラスメートとの話し合いを通して、人権について考える。
- 「世界人権宣言」がどのようなテーマに関して述べているかを知る。
- 家庭で、お互いが理解できる言語で人権に関して話し合う。
- 人権に関する語彙や漢字を学び、語彙のレパトリーを増やす。



## 話してみよう

- 「人権」ということばから、どんなことを思い出しますか。  
ペアやグループで話し合ってみましょう。
- 他の人から嫌なことを言われたり、されたりしたことがありますか？  
自分も他の人に嫌なことを言ったり、したりしたことがありますか？

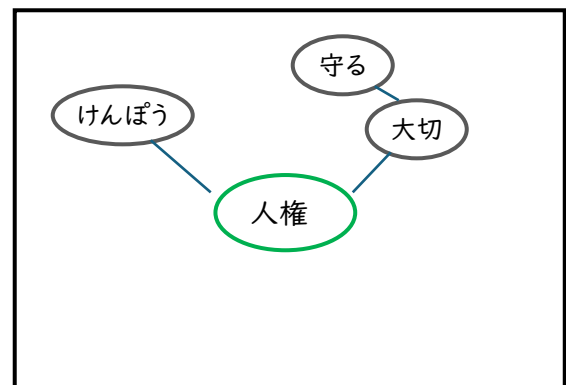


## ことばを増やそう

- 「人権」をテーマに、クラスのみinnで話し合いながら思いつくことを書き出して、「語彙マップ」を作ってみましょう。

作り方:

- (1) 大きな紙や黒板などの真ん中に  
「人権」を書く。
- (2) 「人権」から思いつくことを書く。  
連想した通りに線で結んだり、  
カテゴリーに分けてまとめたり  
してみる。  
\*日本語だけでなく、ほかの言語も  
使ってもいい。





## 2人か3人でやってみよう

- 次の言葉の読みを書いて、「人権」で大切にされていることならマル(○)を、してはいけないことならバツ(×)を \_\_\_\_\_ に書いてください。意味がわからないときは、調べてみましょう。

① 自由 (     ) \_\_\_\_\_

⑤ 権利 (     ) \_\_\_\_\_

② 平等 (     ) \_\_\_\_\_

⑥ 平和 (     ) \_\_\_\_\_

③ 奪う (     ) \_\_\_\_\_

⑦ 差別 (     ) \_\_\_\_\_

④ 人種 (     ) \_\_\_\_\_

⑧ 公平 (     ) \_\_\_\_\_

- 次の言葉の意味と読み方を推測してみましょう。そのあとで、意味と読み方を確認し、どのように使い分けるのか、話し合ってみましょう。

① 憲法 ・ 条約 ・ 規約

② 公平 ・ 平等 ・ 公正

- 次の言葉の意味と読み方を、漢字から推測してみましょう。  
そのあとで、推測が正しかったかどうか、確認しましょう。

① 国際連合

② 第二次世界大戦

③ 国際人権規約

- ここまでに出てきた言葉で、語彙マップに追加したい言葉があれば、追加しましょう。



## 聞いてみよう

- 先生が人権についての文章を読みます。聞いてみましょう。  
＊わからないことばや文があったら、メモをとりましょう。
- 文章を聞いてわかったことについて、みんなで話してみましょう。  
次に、わからなかったところ(メモ)について話し合いながら、どんな内容の文章か、お互いの理解を確認しあいましょう。



## 読んでみよう

- 先生が読んだ文章を、ペアで声に出して読んでみましょう。  
わからない言葉や文章はグループやクラスで確認しましょう。

### テキスト1:人権とは

人権とは、私たちが人間らしく生きるための権利で、人種や民族、性別などの違いにかかわらず、全ての人が生まれながらに持つ権利です。

第二次世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まりました。1948(昭和23)年12月10日、国際連合(国連)は「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、全ての人間が差別を受けることなく人間として尊重され、自由であり、平等であると定めており、国際社会の基本的ルールの大きな柱となっています。この宣言を実現するために法的拘束力を持つ条約として「国際人権規約」や「子どもの権利条約」などが定められています。

日本国憲法でも人権に関して世界人権宣言とほとんど同じ内容を定めています。

ともすれば私たちは「人権はややこしい、難しいもの」と思いがちです。そのため、日常生活で、人権について意識したり考えたりすることをついつい避けてはいないでしょうか。

私たちの日常生活には、家庭・地域・職場・学校などがあり、それぞれの場面に応じた価値判断があります。その中で、最優先される基本ルールとして、誰もが人権を意識するようになれば、人権が私たちの日常生活の中に「文化」として定着していくのではないのでしょうか。

出典:(公財)人権教育啓発推進センター『人権ア・ラ・カルト 2026年版』

- 次の問いについて、グループで意見を出し合ってみましょう。
  - (1) 人権とは何か、小学生にもわかるように説明するなら、どのように説明しますか。
  - (2) 文章の下から二段落目に、「日常生活で、人権について意識したり考えたりすることをついつい避けてはいないでしょうか」と書かれています。  
この点について、みなさんはどう思いますか。
  - (3) この文章の中で一番印象に残るのは、どの文ですか。それはどうしてですか。
- そのほか、この文章を読んで感じたことや考えたこと、よくわからないことなどをクラスのみんなで自由に話し合ってみましょう。



## 考えてみよう

- 「世界人権宣言」は30の条文でできています。どんな条文があると思いますか。  
グループで話し合っ、リストを作ってみましょう。

- 以下の「世界人権宣言(30条)」を読んで、どのような人権があるか学びましょう。  
あなたの心に強く響く条文がありますか。

### テキスト2:世界人権宣言(30条)

- 第1条 自由と平等: すべての人は、生まれながらに自由で、人として同じ尊さと権利を持っています  
Freiheit und Gleichheit: Alle Menschen sind frei und gleich an Würde und Rechten geboren
- 第2条 差別の禁止: だれも差別されてはなりません  
Keine Diskriminierung: Niemand darf diskriminiert werden
- 第3条 生命と自由: すべての人は、自分らしく自由に生きる権利を持っています  
Leben und Freiheit: Jeder hat das Recht auf Leben
- 第4条 奴隷制度の禁止: だれも奴隷のように扱われたり、自由をうばわれたりしてはなりません  
Keine Sklaverei: Niemand darf in Sklaverei oder Leibeigenschaft gehalten werden
- 第5条 拷問の禁止: だれも、拷問を受けてはなりません  
Keine Folter: Niemand darf gefoltert werden
- 第6条 法律上の人格: すべての人は、どこにいても、一人の人間として法律で認められます  
Rechtsfähigkeit: Jeder wird überall als Rechtsperson anerkannt
- 第7条 法の下での平等: すべての人は、法律の前で平等です  
Gleichheit vor dem Gesetz: Alle Menschen sind vor dem Gesetz gleich
- 第8条 法的保護を受ける権利: すべての人は、法律によって守られる権利があります  
Rechtsschutz: Anspruch auf Rechtsschutz
- 第9条 不当な逮捕の禁止: だれも理由なく逮捕されたり、閉じ込められたりしてはなりません  
Keine willkürliche Verhaftung: Niemand darf willkürlich inhaftiert werden
- 第10条 公正な裁判: すべての人は、公開された公平な裁判を受ける権利があります  
Faires Gerichtsverfahren: Jeder hat das Recht auf ein faires Gerichtsverfahren
- 第11条 無罪の推定: 有罪と証明されるまでは、だれも無罪とみなされます  
Unschuldigkeit: Jede/r ist unschuldig, solange nicht das Gegenteil bewiesen wurde

- 第12条 プライバシーの権利:すべての人は、私生活を守られる権利があります  
Privatsphäre: Jede/r hat ein Recht auf Privatleben
- 第13条 移動および居住の自由:すべての人は、自由に移動して生活することができます  
Frei bewegen und aufhalten: Jede/r darf sich frei bewegen
- 第14条 亡命の権利:すべての人は、亡命を求める権利があります  
Asylrecht: Recht auf Asyl
- 第15条 国籍を持つ権利:すべての人は、国籍を持つ権利があります  
Staatsangehörigkeit: Jede/r hat das Recht auf eine Staatsangehörigkeit
- 第16条 結婚と家族:すべての人は、結婚し、家族をつくる権利があります  
Eheschließung & Familie: Das Recht zu heiraten und eine Familie zu gründen
- 第17条 財産権:すべての人は、財産を持つ権利があります  
Eigentum: Jede/r hat ein Recht auf Eigentum
- 第18条 思想の自由:すべての人は、考え方や良心、宗教の自由を持つ権利があります  
Freiheit der Gedanken: Recht auf Gedanken-, Gewissens- und Religionsfreiheit
- 第19条 表現の自由:自由に意見を表現する権利があります  
Meinungsfreiheit: Recht auf freie Meinungsäußerung
- 第20条 集会の自由:平和的に集まる権利があります  
Versammlungsfreiheit: Recht auf friedliche Versammlung
- 第21条 選挙権と自由主義:すべての人は、民主的な社会や自由な選挙に参加する権利があります  
Wahlrecht & Demokratie: Recht auf Demokratie und freie Wahlen
- 第22条 社会保障:すべての人は、社会保障を受ける権利があります  
Soziale Sicherheit: Recht auf soziale Sicherheit
- 第23条 労働と失業:すべての人は、働く権利と労働者として守られる権利があります  
Arbeit & Arbeitslosigkeit: Recht auf Arbeit und Schutz der Arbeiter
- 第24条 休息と余暇:休息や余暇を持つ権利があります  
Erholung & Freizeit: Recht auf Erholung und Freizeit
- 第25条 食料と生活保障:すべての人は、食べ物、住居、医療を受ける権利があります  
Essen & Grundversorgung: Recht auf Essen, Unterkunft und ärztliche Versorgung
- 第26条 教育を受ける権利:すべての人は、教育を受ける権利があります  
Bildungsrecht: Jede/r hat ein Recht auf Bildung
- 第27条 文化生活の自由:すべての人は、文化活動に参加し自分の作品を守られる権利があります  
Freiheit des Kulturlebens: Kultur und Urheberrecht
- 第28条 社会的な秩序:すべての人は、人権が守られる社会や国際的な秩序の中で生きる権利があります  
Soziale Gesellschaft: Anspruch auf eine soziale und internationale Ordnung, in der die Menschenrechte verwirklicht werden können
- 第29条 基本的な責任:私たちはみな、お互いを大切にしながら生きる責任があります  
Grundpflichten: Wir alle tragen Verantwortung gegenüber anderen
- 第30条 この宣言の考え方についての規則:だれもあなたの人権を奪うことはできません  
Auslegungsregel: Niemand kann dir die Menschenrechte wegnehmen

出典:Jugendstiftung Baden-Württemberg / Jugendnetz

原文:Die Artikel 1-30 der Menschenrechte URL:<https://www.menschenrechte.jugendnetz.de/artikel>

日本語訳:フックス清水 美千代



## 漢字をおぼえよう

- ワークシート1 をしてみましょう。
- そのあと、みんなで答え合わせをしながら、読めなかったことばや意味のわからないことばがないようにしましょう。全ての漢字が読めて、意味もわかるようにしましょう。  
\*新出漢字だけでなくすでに学んだ多くの漢字も入っています。

## 【ワークシート1 漢字の読みと理解】

### ワークシート1 漢字の読みと理解

「テキスト1：人権とは」と「テキスト2：世界人権宣言（30条）」に出てくる漢字の言葉です。漢字を読めるようにして、意味の分からない言葉がないようにしましょう。

|         |  |                             |  |
|---------|--|-----------------------------|--|
| 人権      |  | 家庭                          |  |
| 権利      |  | 地域                          |  |
| 人種      |  | 職場                          |  |
| 民族      |  | 価値判断                        |  |
| 性別      |  | 最優先                         |  |
| 第二次世界大戦 |  | 定着（する）                      |  |
| 反省（する）  |  | 以下は「テキスト2：世界人権宣言（30条）」からの語彙 |  |
| 重要性     |  | 奴隷                          |  |
| 国際的     |  | 拷問（する）                      |  |
| 国際連合    |  | 公正                          |  |



## 宿題

- ①「テキスト1：人権とは」（p.3）と「テキスト2：世界人権宣言（30条）」（pp.4-5）をもう一度、読んでわからないところがないようにしましょう。そして、家族とお互いの理解できる言語で「人権」について、話をしてください。
- ② ワークシート1 にある人権に関する漢字語彙を読んで意味がわかるようにしましょう。
- ③ ワークシート1で学んだ語彙を使って、自分の語彙マップを新しく作ってみましょう。

## 2回目

# 人権ってなあに？ 私の権利、みんなの権利 ーその1ー

### 目標:

- 身近にある人権問題を知る。
- 「世界人権宣言」を読み、自分の興味ある条項をいくつか見つける。
- 人権に関する語彙を積極的に使い、自分の使える語彙のレパートリーを増やす。



### 話してみよう

- 家で家族とどんな話をしたか、クラスでお互いに話しましょう。質問があれば自由に質問したり、答えたりしましょう。



### 読んでみよう (1)

- 日本の中学生の「人権作文コンテスト」の作文の中から、ペア(場合によっては3人)で好きなものを選んで、その作文を読んでみましょう。

\*読みながら、次の点についてもペア(あるいは3人)で話してください。

- ① 作者がいちばん言いたいことは何か。
- ② 一番印象に残った文章はどこか。
- ③ 作文でいいと思ったところ、共感したところはどこか。
- ④ 「問題だな」「おかしいな」「それは違うのではないかな」と思ったところがあるか。

\*後で、ペアで音読もするので、音読ができるように準備をしてください。

## 【全国中学生人権作文コンテストの入賞作文】

第41回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集（全文）

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00266.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00266.html)



文部科学大臣賞受賞作品「煌太、お姉ちゃんと手をつなごう」

<https://www.moj.go.jp/content/001398746.pdf>



内閣総理大臣賞受賞作品「大きく息を吸い込む世界へ」

<https://www.moj.go.jp/content/001398744.pdf>



日本放送協会会長賞受賞作品「僕は何人？」

<https://www.moj.go.jp/content/001399825.pdf>



法務大臣政務官賞受賞作品「知ること、考えることは守ること」

<https://www.moj.go.jp/content/001398748.pdf>



法務事務次官賞受賞作品「また明日。」

<https://www.moj.go.jp/content/001398752.pdf>



出典：「第41回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」（法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催）

- ペアで選んだ作文を、みんなの前で音読しましょう。  
その後、簡単な感想と前のページの①～④のポイントをみんなに伝えましょう。
- 作文を聞いて、みんなで、感じたことや疑問に思ったことなどを話し合しましょう。



## 読んでみよう（2）

- 前回の授業と宿題で読んだ「テキスト1：人権とは」と「テキスト2：世界人権宣言（30条）」の内容を思い出してみましょう。（一回、みんなで読んでみるのもいいかもしれません。）
  - 「**テキスト3：世界人権宣言（3種）**」をグループで読みながら、感じたことや思ったことを話し合しましょう。
- \*「テキスト3：世界人権宣言（3種）」は①日本語版、②わかりやすい世界人権宣言（谷川俊太郎訳）、③ドイツ語版の3つがあります。①の文章が難しいときは、②や③を読んで、理解を確認してください。

### 教材別紙テキスト3 世界人権宣言（3種）

| ①日本語版（外務省のウェブサイトより）                                                                               | ②わかりやすい世界人権宣言（谷川俊太郎訳）<br>◎日本語：谷川俊太郎、アムネスティ日本                                                      | ③ドイツ語版<br>◎Jugendstiftung Baden-Württemberg                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第一条</b><br>すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならぬ。 | <b>第1条</b> みんな仲間だ<br>わたしたちはみな、生れながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえない人間であり、その値打ちも同じです。だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。 | <b>Artikel 1 - Alle Menschen sind frei und gleich an Würde und Rechten geboren.</b><br>Alle Menschen sind frei und gleich an Würde und Rechten geboren. Sie sind mit Vernunft und Gewissen begabt und sollen einander im Geiste der Brüderlichkeit begegnen. |
| <b>第二条</b><br>1. すべて人間は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも   | <b>第2条</b> 差別はいやだ<br>わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生き       | <b>Artikel 2 - Niemand darf diskriminiert werden</b><br>Die Menschenrechte gelten für alle Menschen gleichermaßen. Niemand darf benachteiligt in seinen Menschenrechte eingeschränkt werden wegen seines Geschlechts, seiner Hautfarbe,                      |



## 宿題

- ① 「テキスト3:世界人権宣言(3種)」をよく読んで、興味のある条項を選んでください。  
また、その条項のテーマについてどのような発表ができるか考えて、  
箇条書きにしてきてください。
- ② 両親や兄弟姉妹と「世界人権宣言」の内容について話し合ってきてください。
- ③ ワークシート2 に例文を書いてきてください。

### 【ワークシート2】人権に関する語彙を使った例文作り

**ワークシート 2** 人権に関する語彙を使った例文作り

次の言葉を使って例文を作ってみましょう。  
まず、最初に語彙の右にある欄に読み仮名を、漢字の下に漢字を<sup>読み仮名</sup>に書いてください。

| 人権         | ここに読み仮名を書く | (生徒の第一言語を入れる欄) 例:Menschenrechte |
|------------|------------|---------------------------------|
| ここに上の漢字を書く | (例文)       |                                 |
| 権利         | (例文)       |                                 |
| 平等         | (例文)       |                                 |
| 公平         | (例文)       |                                 |

## 3回目

# 人権ってなあに？ 私の権利、みんなの権利 ーその2ー

### 目標:

- 今までの2回の授業で、人権について学んだことを振り返る。
- 「世界人権宣言」から選んだ自分の興味あるテーマ(条項)について、発表準備をする。



### 人権クイズをしてみよう

次のクイズをして、どのくらい世界人権宣言について知ることができたか、試してみましょう。

ペアや3人で一緒に考えながらしてもいいです。

最後に、クラス全体で答え合わせをしながら話し合って、わからない点がないようにしましょう。

#### 【世界人権宣言クイズ! ○か×か】

次の20の文を読んで、世界人権宣言の内容とあっているものにマル(○)、間違っているものにバツ(×)をつけましょう。

1. 世界人権宣言は「すべての人は生まれながらに自由で平等である」と書いている。
2. 世界人権宣言は、日本だけの法律である。
3. 世界人権宣言は、ユニセフで採択された。
4. 「差別をしてはいけない」と世界人権宣言に書いてある。
5. 世界人権宣言は、1948年に採択された。
6. 人権は、大人だけが持つもので、子どもには関係ない。
7. 信じる宗教を自由に選ぶことは、人権のひとつである。
8. 世界人権宣言には「教育を受ける権利」は書かれていない。
9. 世界人権宣言には「むりやり結婚させられない権利」も含まれる。
10. 拷問(ごうもん)や残酷な扱いをしてはいけないと書かれている。
11. 自分の意見を言う自由は、人権のひとつである。
12. 人権は、国によってちがうから、守らなくてもよい。

- 13. 世界人権宣言は、法的に強制力をもつ国際条約である。
- 14. すべての人は、国の中で平等に法律によって守られる。
- 15. 「働く権利」や「公正な労働条件を求める権利」も書かれている。
- 16. 世界人権宣言は、第一次世界大戦のあとに作られた。
- 17. 人権を守る責任は、政府だけではなく、私たち一人ひとりにもある。
- 18. 世界人権宣言の精神は、今の国際社会でも大切にされている。
- 19. 世界人権宣言は、30条からできている。
- 20. 人権を守ることは、平和な社会をつくることにはつながらない。

### 【世界人権宣言 三択クイズ】

三つの選択肢の中から正しいと思うものを選びましょう。答えは一つだけのものから三つ全部が正しいものまであります。

- 1. 世界人権宣言が採択された年は？  
A. 1928年      B. 1948年      C. 1968年
- 2. 世界人権宣言を採択した国際機関は？  
A. 国際連合      B. ユニセフ      C. ユネスコ
- 3. 人権とは何のこと？  
A. 生まれながらにすべての人がもつ基本的な権利  
B. 国がくれる特別な証明書  
C. 特別に国のためになった人がもつ権利
- 4. 世界人権宣言の第1条に書かれていることは？  
A. すべての人は自由で平等である  
B. すべての人はお金を持つことができる  
C. すべての人は学校に行かなければならない
- 5. 差別をしてはいけない理由は？  
A. 国が禁止しているから      B. 人権を尊重するため      C. 損をするから
- 6. 教育を受ける権利にはどのような意味がある？  
A. 仕事を得る準備になる  
B. 自分の可能性をのばすことができる  
C. 社会に参加できるようになる
- 7. 「思想・良心・宗教の自由」に含まれるのは？  
A. 宗教を選ぶ自由      B. 宗教をやめる自由      C. 宗教を信じない自由
- 8. 拷問や非人道的な扱いをしてはいけないと書かれているのはなぜ？  
A. 人の尊厳を守るため      B. 体に悪いから      C. 国の命令だから

9. 「意見を言う自由」と関係が深いのは？  
A. 表現の自由      B. 移動の自由      C. 教育の自由
10. 世界人権宣言は全部で何条ある？  
A. 20条      B. 30条      C. 40条
11. 人権を守るのはだれの責任？  
A. 政府      B. 国連      C. すべての人と政府
12. 世界人権宣言が生まれたきっかけは？  
A. 第二次世界大戦の悲惨な経験  
B. コンピュータの発明  
C. 宇宙開発の開始
13. いわゆる「著作権」といわれるのは、どの条文に含まれる？  
A. 教育を受ける権利      B. 文化生活の自由      C. 労働と失業
14. 世界人権宣言を作るときに中心となった国は？  
A. アメリカ      B. フランス      C. 多くの国が協力した
15. 「働く権利」の中に含まれるのは？  
A. 公正な労働条件を求めること  
B. 休む権利  
C. 安全な職場を求めること
16. 人権が守られない社会では何が起こる？  
A. 差別や暴力が増える      B. 平和になる      C. みんなが安心する
17. 世界人権宣言を読むことで学べることは？  
A. 他人の尊重      B. 公平さ      C. 責任
18. 世界人権宣言の精神を守るために必要なのは？  
A. 国際協力      B. 法律や制度      C. 市民の意識
19. 人権を守ることは何につながる？  
A. 平和な社会づくり      B. 不平等な社会      C. 不安な世界
20. 世界人権宣言はどのような文書？  
A. 世界中の人がもつ権利を示した宣言  
B. ある国の法律  
C. 学校の校則



## 読んでみよう

- クラス全員で前回読んだ「テキスト3:世界人権宣言(3種)」を順番に読み合いましょう。質問や疑問点などがあれば、皆でそれについて話し合いましょう。



## 発表準備(1) テーマを決めよう

- 「世界人権宣言」の中から発表したい条項とそのテーマについて、クラスで一人ずつみんなに説明しましょう。
- 発表に向けて、お互いに提案やコメントをしましょう。
  - \* 同じテーマで発表したい人がいる場合は、話し合って、
    - ①複数の人が同じテーマでそれぞれ発表する、②2~3人で共同発表する、③それぞれが他のテーマで発表する方が良い場合は誰かがテーマを変える、など、相談して決めてください。



## 発表準備(2) 調べながら書いてみよう

- 発表内容のドラフト(構成やその内容など)を整理して書いてみましょう。

発表時間: 5分~10分 (5分は必ず発表すること)

発表内容: 自分の選んだテーマが現在、社会の中でどのように取り扱われているか  
自分の生活の身近なところで見られるか、自分はそのテーマについて  
どう思うかなど。

発表スタイル: スライドやフリップチャートなど、好きなものを使う。

- インターネットで自分の発表テーマに合うウェブサイトなどを探して、情報を集め、内容を膨らませましょう。
  - \*ウェブサイトは、公的な機関や新聞など信頼のおけるメディアのものを選ぶようにしましょう。
  - \*ウェブサイトは日本語だけでなく、自分の一番わかることばで書かれたものも参考にしましょう。
- 発表でスライドなどを使う場合は、スライドを作ったり、発表スクリプトを書いたりして、準備を進めましょう。
- わからないところはクラスメートや先生に相談しましょう。



## 宿題

- ① 自分の選んだ条項に関する発表用の資料を作成してください。(約5~10分)
- ② 発表の練習をしましょう。家族の人にも聞いてもらいましょう。

## 4回目

# みんなの発表を聞いて話し合おう & 「人権」授業をふり返ってみよう

### 目標:

- 「世界人権宣言」で、自分の興味あるテーマ(条項)についての発表をする。
- 発表者と視聴者との質疑応答を大切にする。
- 人権に関する授業で学んだことを確認し、人権を守ることの意義を話し合う。
- 人権に関する自分の意見を入れた、感想文を書く。



### 発表してみよう

- 「世界人権宣言」の中から自分の選んだ条項のテーマについて発表しましょう。  
発表する人: はっきりとわかりやすい話し方に気をつけて発表しましょう。  
発表を聞く人: 発表のよかったところや、内容でわかりにくかったところ、  
質問などをノートや付箋紙などにメモしましょう。
- それぞれの発表の後で、質問やコメントなどをして、話し合います。



### 書いてみよう

- 今回の「人権」に関する授業で何を学んだかを中心に簡単な感想文を書きましょう。  
感想文に以下の点を必ず入れてください。
  - ① 「人権」授業で一番印象に残ったこと
  - ② 人権について学んで考えたこと
  - ③ 人権は大切か大切でないか。また、なぜそう思うか
  - ④ 私たちは人権の守られる社会を作っていかなければならないが、どうしたらいいと思うか



### 話してみよう

- 感想文を書いた後、みんなに読み上げて聞いてもらいましょう。  
書き終わらなかった人は書けたところまで、読んでみましょう。
- 上の①から④について皆で話し合います。



### 宿題

- ① 家庭で家族と今日の発表について話し、感想や考えたことなどについて話し合ってください。
- ② 感想文が書き終わらなかった場合は最後まで書いてきてください。